

米原子力軍艦の横須賀配備に係る安全性に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十二月八日

参議院議長 平田健二殿

田村智子



## 米原子力軍艦の横須賀配備に係る安全性に関する質問主意書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、米原子力軍艦の安全性について市民の不安が高まっている。横須賀市長も本年四月十五日付けの外務大臣に対する要請書「米原子力軍艦の安全性について」を提出し、その中で「市民の安全、安心を守る立場から、そして市民の不安を払しょくするためにも、標記について、再度確認したく要請します。」と述べている。

しかし、同要請に対し、政府からは東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた安全性に関する科学的な根拠を示すことなく、ただ「安全である」という米側が示した文書（以下「口上書」という。）を提示しただけである。この「口上書」は「ファクトシート」の内容から一歩も出ておらず、政府も米側から改めて説明を受けたものでもなく、「事務的に受け取った」（二〇一一年四月二十日、衆議院外務委員会における日本共産党笠井亮議員に対する外務大臣答弁）というものである。

そこで改めて、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた米原子力軍艦の横須賀配備に係る安全性の問題について質問する。

一 大地震の震源域の真上にある横須賀港を空母など米原子力軍艦の母港とすることの危険性について

1 大地震・津波に伴う引き波による艦船の着底などの危険について

中央防災会議の専門調査会は、過去最大規模の地震・津波を想定することを災害対策の前提とすべきとした。

神奈川県横須賀市にある横須賀港を襲う地震・津波について、神奈川県地震被害想定調査委員会は、二〇〇九年三月、元禄型関東地震が発生した場合、横須賀で引き波による水深は最大でマイナス四・六メートルになるとした。

米原子力空母ジョージ・ワシントン（以下「GW」という。）が停泊する十二号バースでは、水深十五メートル、GWの喫水は十二メートルとすると、GWの船底から海底までの距離は三メートルしかない。

(一) 三月十一日の東日本大震災の際、「星条旗新聞」（電子版）でGW乗組員の「水位は六フィート（百八十三センチメートル）下がっていた」との証言が報道されている。東日本大震災の際の十二号ベースの水位低下はどの程度だつたのか。政府が把握していない場合、在日米軍に情報を求めるなど十二号ベースでの水位低下の実情を把握すべきではないか。

(二) 神奈川県地震被害想定調査委員会が想定するように津波の引き波で四・六メートル水位が下がり、さらに地盤隆起もありえるとすると、同委員会が警告するように艦船の着底、座礁、転覆の可能性が出てくるのではないか。

(三) 「口上書」は「地震や津波といった自然災害の際にも高い能力を提供する高度のダメージ・コントロール能力及び重層的な安全システムを有している」としているが、これが具体的にどのようなものなのか、政府は具体的に説明を受けているのか。受けているのであれば、その内容とそれに対する政府の見解について明らかにされたい。

## 2 津波による危険について

神奈川県津波浸水想定検討部会は、十一月に慶長地震と同程度の地震が起きた場合、横須賀で平均四メートル超の津波が来ると想定した。

(一) この津波が横須賀港を襲つた場合、停泊中のG.Wへの影響をどのように想定するか。修理中であれば、緊急の退避は不可能ではないか。大津波による転覆、あるいは津波によつて船体が岸壁に衝突する衝撃など、影響はないといえるのか。

(二) 原子力空母の母港化にあたつて米側で建設した発電所及び純水製造施設の津波対策について、横須賀市は外務省から「神奈川県が作成されるハザードマップ等に注意を払い、今回の震災に伴う改正がなされる場合には、米軍としても適切に対応していく考え方である。」との回答があつたと説明している。現在の知見に照らした必要な津波対策はなされていないということではないか。

(三) 前記(二)における「適切に対応していく」とは、具体的にどのようなことを意味していると政府は考えているのか。

(四) 米軍が今後対応するとしていることについて、政府はどのように関わっていくのか。米軍任せにせず、定期的・積極的に説明を求め政府の意見を述べていくべきではないか。また、対応状況について、米軍からの説明と政府の対応を併せて定期的に公表していくべきではないか。

### 3 港湾区域の液状化と耐震対策について

神奈川県の地震被害想定では、横須賀港の港湾区域は震度七が想定され、液状化の発生も見込まれるとしている。発電所及び純水製造施設の耐震対策についても米国の耐震基準によると説明されているが、政府として責任を持つて耐震性を検証し、確認しているのか。確認していない場合、政府として独

自に耐震性を検証すべきではないか。

4 東日本大震災当日の軍艦の退避行動について

(一) 三月十一日、東日本大震災の当日は、何隻の自衛艦が横須賀港内に停泊し、それらは地震後、どのような退避行動をとつたか。

(二) 前記(一)の際、米軍艦はGWを含めて、どのような行動をとつたと、政府は認識しているか。

(三) GWはなぜ三月二十一日の出港となつたのか。また、どのような理由で出港したと、政府は認識しているか。

(四) 「口上書」において、移動可能であることが安全対策であるかのように説明しているが、甚大な放射能汚染がある場合は、自力はもちろん、えい航による移動も不可能ではないか。

また、移動可能であるがゆえに、原子力軍艦は危険だとして、とくに人口密集地の港への出入りは間違いであるとした「水爆の父」とされるエドワード・テラー、「原爆の父」とされるリコーバー提督の警告をどう受け止めるのか。

二 関東大震災における横須賀軍港の惨状について

一九二三年の関東大震災における横須賀軍港の惨状は、長らく軍事機密とされ、明らかにされてこなかつた。当時、横須賀軍港に停泊していた軍艦「三笠」、「天城」など、艦船ごとの被害状況、重油の漏えい等による港湾の火災状況、海軍工廠など陸上施設の倒壊、火災などの被害と死亡者、負傷者、不明者などの人的被害の状況について、現時点で政府が把握している状況と、その根拠について明らかにされたい。

また、政府として関東大震災における横須賀軍港の被害状況について調査していくべきではないか。

### 三 原子力軍艦の原子炉の危険性について

1 「口上書」において、商業用原子炉と海軍原子炉とは大きな違いがあるとして、海軍原子炉は「戦時の攻撃に耐える」、「四重の防護壁が放射能を原子力軍艦の中に入どめる」、「はるかに頑丈」などと述べられているが、現実には、「多重防護により十分な安全対策ができており、過酷事故は起こりえない」とされた日本の原発が過酷事故を起こした。米側のいう安全性が軍事機密により確証されないなどで、政府はこの米国の主張をどのように確認したのか。

2 米側は、海軍原子炉について「電力に依存することなく、原子炉の物理的構造と水自身の特性（比重

差によつて生ずる自然対流）のみによつて、炉心を冷却できる崩壊熱除去能力を有している。」と述べ、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉との違いを説明しているが、このシステムはどれだけの時間有効に機能するのか。また、それは電源を必要とする冷却システムに代わりうる能力を持つていると政府は認識しているか。

3 前記2のシステムは東京電力福島第一原子力発電所一号炉にある「非常用復水器」のことであるとの専門家の指摘もある。「非常用復水器」は十分に機能せず、東京電力福島第一原子力発電所の事故を防げなかつたのではないかと考えるが、政府はどのように認識しているか。

4 原子力空母は二十五年間、燃料交換を行わないため、大量の核分裂生成物を蓄積したまま、航行、停泊しており、事故時における危険性を一層高めている。現時点におけるGWの原子炉に蓄積されている核分裂生成物はどれくらいになつているか、政府は把握しているか。把握している場合、当該蓄積量を示されたい。

5 米国は、「口上書」で「五十年以上にわたり、一度たりとも原子炉事故や人の健康を害し、又は、海洋生物や環境に悪影響を及ぼすような放射能の放出を経験することなく、安全に運航してきた。」と述

べている。しかし、米原子力潜水艦スレッシャー号、スコーピオン号の沈没でそれぞれ百二十九名、九十九名が死亡し、一九七一年以降だけでも造船所や基地などで判明した冷却水漏れなど放射能汚染の件数は二十五件、被曝した乗組員、労働者は三十二名にのぼっていることが判明している。政府は、日本国民の安全に責任を持つのであれば、米側の言い分そのままに「事故はなかつた」というのではなく、自主性をもつて米原子力軍艦の事故の全容の掌握につとめ、政府として確認、公表するべきではないか。

#### 四 万が一の備えと安全対策について

米側は、どのような事故であっても基地の外に被害が出ることはないとしている。これに対し、政府は、基地の外三キロメートルまで、避難行動などを定めた「応急対応範囲」を設定している。さらに、横須賀市も市内全域を「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ）に設定している。

1 原子力安全委員会は東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故を受け、従来の八キロメートルから十キロメートルの「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ）を見直し、直ちに避難を求める五キロメートルまでの「予防的措置範囲」（PAZ）、三十キロメートルまでの「緊急防護措置計画

区域」（U P Z）、五十キロメートルまでの「ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」（P P A）を新たに設定することにしている。

米原子力軍艦の母港である横須賀についても当然、この動きと整合性を図り、現在の「応急対応範囲」を見直し、区域を拡大するなど、中央防災会議の「原子力艦の原子力防災対策マニュアル」を抜本的に見直すべきと考えるが、政府の今後の取組について明らかにされたい。

2 原子力軍艦の事故による放射能被害は基地の外に出ないとしている米側の認識について、政府の見解を明らかにされたい。

3 原子力軍艦の原子力災害対策については災害対策基本法及び防災基本計画に位置づけられたが、原子力災害対策の強化のために施行された「原子力災害対策特別措置法」は適用されていない。初動動作の迅速化、国、地方公共団体の連携強化、国の体制強化、事業者責務の確保などを枠組みとする同法を原子力軍艦に適用するか、または同法に準じた対策を実施する考えはないのか。

4 原子力事業所については、原子力災害対策特別措置法により緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）が設置されている一方で、原子力軍艦については設置されていないが、設置する考えはない

のか。

5 横須賀原子力艦モニタリングセンターの機能が十分發揮されるようにモニタリングポストを増設・拡充する考えはないか。また、モニタリングセンター及びモニタリングポストの津波対策を行う考えはないか。

6 神奈川県を始め関係自治体からなる神奈川県基地関係県市連絡協議会は、政府に対し、「原子力艦の極めて些細なトラブル（原子炉関連以外のトラブルについても艦船の運航に影響を及ぼすものを含む）についても日本政府に連絡することを米国政府との間で確実なものにするとともに、政府に連絡があつた際には、直ちに関係自治体に連絡すること」を求めている。この要望に応えて、具体的にどのような働きかけを行つてているのか。

また、政府へのトラブルの連絡が、直ちに関係自治体に届けられるよう、どのような体制を構築しているのか。通信方法の確保など具体的な方法について明らかにされたい。

7 米軍は、放射能被害は基地の外には出ないとの立場から、横須賀市民が参加する防災訓練に背を向けている。同連絡協議会は、原子力軍艦の災害対策は国が責任をもつて行うよう、防災訓練の実施について

て、国主催の定期訓練を要望している。防災訓練について国が主催し、米軍も参加し、防災対策マニュアルの一つ一つの実効性を確認する考えはないのか。

右質問する。

